別表

北海道	三ツ輪運輸株式会社、北海道石炭荷役株式会社、ノーススタートランスポート株式会社、大同倉庫株式会社、小樽開発埠頭株式会社、留萌ヰゲタ港運株式会社、釧路港運作業株式会社及び協立海上運輸株式会社
青森県	八戸港湾運送株式会社、新丸港運株式会社、東北臨海興業株式会社、株式会社リントラ、八戸通運株式会社、八戸通運工業株式会社、八戸物流サービス有限会社及び相互運送有限会社
岩手県	宮古港湾運送株式会社、宮古生コンクリート株式会社及び岩手興産株式会社
宮城県	塩釜港運株式会社、三陸運輸株式会社、三陸輸送株式会社及び有限会社港運輸送
秋田県	秋田海陸運送株式会社及び秋田車両整備株式会社
山形県	酒田海陸運送株式会社
福島県	小名浜海陸運送株式会社、三洋海運株式会社小名浜支店及び物流サービス東北株式会社
茨城県	日立埠頭株式会社及び日立ポートサービス株式会社
東京都	株式会社大東運輸
新潟県	株式会社リンコーコーポレーション、日本海倉庫株式会社、新潟東洋埠頭株式会社、富士運輸株式会社、新光港運株式会社、丸肥運送倉庫株式会社、リンコー運輸株式会社及び直江津海陸運送株式会社
富山県	伏木海陸運送株式会社、株式会社丸共組、伏木貨物自動車株式会社、北陸日本海油送株式会社、富山港湾運送株式会社、富山太平洋物流株式会社、ＦＫＫエンジニアリング株式会社、日本海産業株式会社、ＦＫＫエアーサービス株式会社及び一般社団法人全日検北陸事業所伏木
石川県	七尾海陸運送株式会社及び一般社団法人全日検北陸事業所七尾
福井県	敦賀海陸運輸株式会社及び一般社団法人全日検北陸事業所敦賀
愛知県	一般社団法人全日検名古屋支部、一般社団法人日本貨物検数協会名古屋支部、愛知海運株式会社及び由良海運株式会社
三重県	日本トランスシティ株式会社及び伊勢湾倉庫株式会社
京都府	飯野港運株式会社及び一般社団法人全日検北陸事業所舞鶴
大阪府	有限会社岡崎公栄社、本四海峡バス株式会社大阪支所、日本郵便輸送株式会社近畿支社堺営業所、永尾運送株式会社及び共正陸運株式会社大阪支店
兵庫県	株式会社神戸フェリーセンター、宝塚都市環境サービス株式会社、本四海峡バス株式会社洲本営業所、本四海峡バス株式会社大磯営業所、山陽バス株式会社垂水営業所及び山陽バス株式会社小束山営業所
鳥取県	境港海陸運送株式会社
徳島県	本四海峡バス株式会社徳島営業所及び共正陸運株式会社
香川県	日本通運株式会社坂出支店及び坂出エキスプレス株式会社
福岡県	博多港運株式会社及び博多海陸運送株式会社
長崎県	株式会社九商コーポレーション、九商産業株式会社及び株式会社小値賀共運組
鹿児島県	合資会社吉田海運産業会社、合資会社仲村運輸、有限会社竹畑運送店、中川運輸株式会社、鹿児島海陸運送株式会社、株式会社共進組、第一海運株式会社及び鹿商海運株式会社
沖縄県	株式会社オウ・ティ・ケィ、沖縄港運株式会社、琉球港運株式会社、株式会社第一港運、琉球物流株式会社、沖縄第一倉庫株式会社、第一荷役運送株式会社、那覇埠頭倉庫株式会社、株式会社東洋、琉球倉庫運輸株式会社、中央倉庫運輸株式会社、マルエー物流株式会社、株式会社沖縄急送、株式会社きょうはい、株式会社小禄運輸、株式会社ロジカルサポート、沖縄セメント工業株式会社、琉球海運株式会社、一般社団法人全沖縄検数協会、八重山港運株式会社、美崎運輸株式会社及び石垣港運株式会社

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、株式会社ヨドセイから、自治労・公共サービス清掃労働組合ヨドセイ支部が賃金引上げ等の要求に関して行う争議行為に対抗して、平成25年３月19日以降、同組合の組合員が従事する全職場（埼玉県及び東京都）において、作業所閉鎖を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 25 年３月 18 日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、郵政労働者ユニオンから、賃金引上げ等の要求に関して、平成25年３月19日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、高知県、福岡県及び長崎県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 25 年３月 18 日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表

北海道	日本郵便株式会社
青森県	日本郵便株式会社
岩手県	日本郵便株式会社
宮城県	日本郵便株式会社
福島県	日本郵便株式会社
茨城県	日本郵便株式会社
栃木県	日本郵便株式会社
埼玉県	日本郵便株式会社
千葉県	日本郵便株式会社
東京都	日本郵政株式会社（東京逓信病院）及び日本郵便株式会社
神奈川県	日本郵便株式会社
新潟県	日本郵便株式会社
静岡県	日本郵便株式会社
愛知県	日本郵便株式会社
京都府	日本郵便株式会社
大阪府	日本郵便株式会社
兵庫県	日本郵便株式会社
奈良県	日本郵便株式会社
和歌山県	日本郵便株式会社
島根県	日本郵便株式会社
岡山県	日本郵便株式会社
広島県	日本郵便株式会社
山口県	日本郵便株式会社
香川県	日本郵便株式会社
高知県	日本郵便株式会社
福岡県	日本郵便株式会社
長崎県	日本郵便株式会社

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全国一般愛媛地方労働組合松山支部から、賃金引上げ等の要求に関して、平成25年３月22日正午以降、同組合の組合員が従事する伊予商運株式会社の全職場（東京都、愛知県、大阪府、愛媛県及び福岡県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 25 年３月 18 日

厚生労働大臣　田村　憲久

最低工賃の改正決定に関する公示

山梨労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、山梨県貴金属製品製造業最低工賃（平成22年山梨労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成 25 年３月 18 日

山梨労働局長　島浦　幸夫

山梨県貴金属製品製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　山梨県の区域内で貴金属製品製造業に係る業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄及び作業工程欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	作業工程	金額
ピアス（プレス製に限る）	ろう付け	１か所につき　７円
	石留め（爪留め）	１個につき　12円
リング ペンダント ブローチ イヤリング ピアス	ワックスパターン取り（ゴム型に中子が発生しないもの）	１個につき　６円

備考　品目は、いずれも金製品及び銀製品に限る。

４　効力発生の日　平成25年４月17日